

宗像市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学をいう。以下同じ。）を卒業して、県内の企業等に就職する者に予算の範囲内において交付する宗像市地方就職支援金（以下「支援金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）及び福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「転入」とは、本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民登録をすることをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県実施要綱の第5の4の(1)の①に掲げる移住等に関する要件を満たすものであること。ただし、県実施要綱中「県に」とあるのは、「本市に」と読み替えるものとする。
- (2) 県実施要綱の第5の4の(1)の②に掲げる就業に関する要件を満たすものであること。

(支援金の額)

第4条 支援金の金額は、就職・採用活動日程に関する考え方（就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議が取りまとめたものをいう。）に基づく日程で行われた選考面接に要した交通費の実費相当額とし、2万2千円を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、内定先企業等から交通費の支給を受けている場合には、交通費の実費相当額から内定先企業等より支給を受けた額を控除した額を支給するものとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の申請者（以下「申請者」という。）は、宗像市地方就職支援金交付申請書、内定先企業等による証明書、交通費の領収書及び本人確認書類並びに第3条の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、提出された書類の内容を審査し、及び必要

に応じて行う現地調査等により、支援金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、交付決定を行った申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請から3月以内に支援金の交付を行うものとする。

(報告)

第8条 市長は、支援金の交付について適切な実施及び効果を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、交付決定者が別表の左欄に掲げる要件に該当する場合は、その返還事由の区分に応じ全額又は半額を取り消すものとし、既に支援金が交付されている場合は返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害その他のやむを得ない事情があるものとして市及び福岡県が認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市と福岡県が協議して別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第9条関係）

| 返還事由の区分 | 返還の額 |
|---|------|
| 虚偽の申請をした場合 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす企業へ就職しなかった場合 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。） 就職日から1年以内に支援金の要件を満たす企業を退職した場合（ただし、退職日から3月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。） 市への転入日から3年未満に転出した場合 | 全額 |
| 市への転入日から3年以上5年以内に転出した場合 | 半額 |